

## 高額療養費等の算定方法の変更について

当組合におきましては、これまで高額療養費、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金を算定する場合、医療機関で作成される診療報酬明細書（医科レセプト）と薬局で作成される調剤報酬明細書（調剤レセプト）をそれぞれ1件として算定していましたが、平成25年度からは、医療機関の医科レセプトとその医療機関が交付した処方せんによる調剤レセプトを合算して1件として算定することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、今回の変更につきましては、平成25年4月診療分から適用となります。

※別紙「算定例」をご参照ください。

## 医科レセプトと調剤レセプトの合算により給付が生じる場合の算定例

※いずれの算定例も組合員の所得区分が「一般」に該当する場合の算定例となります。

### 算定例 1 合算により一部負担金払戻金が支給される場合

A病院の診療		A病院の処方せんによるB薬局での調剤	
医科の医療費 80,000円		調剤の医療費 10,000円	
療養の給付 (7割) 56,000円	自己負担額 (3割) 24,000円	療養の給付 (7割) 7,000円	自己負担額 (3割) 3,000円

変 更 前	<p>《医科と調剤をそれぞれ1件として算定》</p> <p>◎一部負担金払戻金</p> <p>○医科の自己負担額(24,000円)と調剤の自己負担額(3,000円)がいずれも基礎控除額(25,000円)を超えていないため、一部負担金払戻金は支給されません。</p> <p>◎最終自己負担額</p> $\text{最終自己負担額} = \begin{matrix} \text{医科分} \\ 24,000\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{調剤分} \\ 3,000\text{円} \end{matrix} = 27,000\text{円}$
変 更 後	<p>《医科と調剤を合算して1件として算定》</p> <p>◎一部負担金払戻金</p> <p>○医科と調剤の自己負担額を合算した額(27,000円)が基礎控除額(25,000円)を超えているため、一部負担金払戻金が支給されます。</p> $\text{一部負担金払戻金} = \left( \begin{matrix} \text{医科分} \\ 24,000\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{調剤分} \\ 3,000\text{円} \end{matrix} \right) - \begin{matrix} \text{基礎控除額} \\ 25,000\text{円} \end{matrix} = 2,000\text{円}$ <p>◎最終自己負担額</p> $\text{最終自己負担額} = \left( \begin{matrix} \text{医科分} \\ 24,000\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{調剤分} \\ 3,000\text{円} \end{matrix} \right) - \begin{matrix} \text{一部負担金払戻金} \\ 2,000\text{円} \end{matrix} = 25,000\text{円}$

算定例2 合算により高額療養費等が支給される場合

A病院の診療		A病院の処方せんによるB薬局での調剤	
医科の医療費 250,000円		調剤の医療費 50,000円	
療養の給付 (7割) 175,000円	自己負担額 (3割) 75,000円	療養の給付 (7割) 35,000円	自己負担額 (3割) 15,000円

変更前	《医科と調剤をそれぞれ1件として算定》
	◎高額療養費 ○調剤の自己負担額(15,000円)が21,000円以上でないため、合算高額療養費は支給されません。 ○医科の自己負担額(75,000円)が高額療養費の自己負担限度額を超えていないため、医科単独での高額療養費は支給されません。
	◎一部負担金払戻金 ○医科の自己負担額(75,000円)が基礎控除額(25,000円)を超えているため、一部負担金払戻金が支給されます。
	◎最終自己負担額 $\text{最終自己負担額} = (\text{医科分 } 75,000\text{円} + \text{調剤分 } 15,000\text{円}) - \text{一部負担金払戻金 } 50,000\text{円} = 40,000\text{円}$

変更後	《医科と調剤を合算して1件として算定》
	◎高額療養費 ○医科と調剤の自己負担額を合算した額(90,000円)が高額療養費の自己負担額を超えているため、高額療養費が支給されます。
	◎一部負担金払戻金 ○医科と調剤の自己負担額を合算した額(90,000円)から高額療養費(9,570円)を差し引いた額(80,430円)が基礎控除額(25,000円)を超えているため、一部負担金払戻金が支給されます。
	◎最終自己負担額 $\text{最終自己負担額} = (\text{医科分 } 75,000\text{円} + \text{調剤分 } 15,000\text{円}) - \text{高額療養費 } 9,570\text{円} - \text{一部負担金払戻金 } 55,000\text{円} = 25,430\text{円}$